最近の気になる動き　20

「袴田事件」と「STAP(スタップ)細胞」

3.27 夜のニュースで、袴田事件の再審決定（静岡地裁）が報じられ、しかもその中で袴田巌さんが姉・ひで子さんと一緒に東京拘置所から出てくる映像が流れた（＝釈放された！）のには本当に驚きました。また、「耐え難いほど正義に反する」として‘即座の釈放’を行なった村山浩昭裁判長たちの『人間性・良識』が今回の決定の背景にあったことは明らかで、大いに敬意を表したいと思います。

そして、今回の第二次再審請求では、犯行時の着衣とされたシャツ（事件から１年以上経ってから“発見”された証拠）に付着していた血痕(袴田さんと同じＢ型)が最大の争点となり、最新のＤＮＡ鑑定（第一次請求では「鑑定不能」とされた）で袴田さんのＤＮＡとは一致しなかったことが“決定打”となりましたが、さらに、審理の過程で検察側が秘匿してきた多くの証拠の開示を勧告したり、今回の決定で、重要証拠とされた「シャツ等の衣類５点（袴田さんがはけなかった細見サイズのズボンを含む）および付着血痕」のいずれも捜査機関＝警察により捏造されたと考えるのが「最も合理的」と指摘するなど、非常に画期的・有意義なものでした。

冤罪事件には、自白の強要と、自白と矛盾する(無実を証明する＝真犯人につながる＜＊＞)証拠の隠ぺいと、自白と合致するよう捏造された証拠（狭山事件で特に顕著）などが不可欠です。だからこそ「取り調べの可視化・証拠の全面開示」が必要です。＜＊今回のＤＮＡ鑑定結果は、真犯人には決してつながりませんが、捏造人物の特定にはつながりますので、当人（故人？）・警察・検察は肝を冷やしているのではないでしょうか。だからこそ検察は、メンツを保つためだけでなく、鑑定結果そのものを否定するため・犯人同定を防ぐため、3.31に即時抗告をしたのかもしれません。＞

江戸時代なら動物の血でも区別は難しかったと思われます。ＡＢＯ・Ｒｈなどの血液型鑑定が登場してからは、捏造はある程度難しくなりましたが、同型の人血を使えば（まさに袴田事件のように）可能でした。その後、ＤＮＡ鑑定技術の登場・進歩で、微量・長時間経過後でも個人識別が可能となり、足利事件の再審や今回の決定につながりました。＜追記：3.27村山決定の“波及”を最高裁が恐れてか、3.31に福岡地裁は飯塚事件（死刑執行済み）の再審請求を、「不一致が明らかではない」として認めませんでした（再鑑定もしない“茶番”でしかありません)。再審は何よりも冤罪被害者救済のためですが、司法にとっても（鑑定方法の不十分さに起因する）過去の誤りを正し、信頼を回復する絶好のチャンスなはずで、裁判所は大いに最新のＤＮＡ鑑定を活用すべきです。検証もせずに結論ありきで“臭いものに蓋”という姿勢は、福島事故の検証もしないまま再稼動を求める原発推進派と一緒です。＞

でも、確かにＤＮＡ鑑定技術の進歩は決定的ですが（マスコミ報道も強調)、それだけに注目すると、血痕等が争点となった事件以外の冤罪が放置されかねません。袴田事件では、逮捕・起訴の段階から多くの自白・証拠に“合理的な疑い・不自然さ”があったにもかかわらず、これまで地裁・高裁・最高裁で死刑判決・第一次再審請求棄却に関与した多数の裁判官（一審の担当裁判官だった熊本典道氏は、当時自白調書に疑問を感じていたのに死刑判決を書いたことを悔いて、2007年に自ら再審を求めるようになりました）が、それらを見逃してきた“原因・背景”を明らかにすることが必要です。そうでないと、ＤＮＡ鑑定技術が進歩するまで（＋村山裁判長と出会うまで）の４８年間もの拘置が“仕方なかった”ということになってしまいます。

その点に関して言えば、例えば、第一次再審請求（静岡地裁 1994.8 棄却）の争点の一つだった、犯行後に袴田さんが閂（かんぬき）がかかったままの裏木戸の「スキマ」から逃げたという自白（＋警察の検証実験）は、それが物理的に不可能なことを「裏木戸実験」が証明【山本徹美『袴田事件』新風舎文庫 2004：pp. 512-515等】した段階で、裁判官は“合理的な疑い”を持てたはず・持つべきだったと思います。ＤＮＡ鑑定などの各種鑑定技術が十分でなくても、冤罪である限り上記「裏木戸実験」のように“不合理・不自然”な点はいくつも見つかるはずで、

それを見逃さないような科学的常識・科学的原理を尊重する思考（最近はやりの言葉では「科学リテラシー」：筆者はこの用語・横文字が嫌いですが）を、裁判官は持つ必要があると思います。そうすれば、少なくとも２０年は余計に失われずに済んだのです。

ところが、冤罪事件に関与した多くの検察官・裁判官は、文書の読解は得意なためか、供述調書を自身が“読み説いた”観念論的な結論・有罪心証に絶対の自信（プライド？）を持ち、一部証拠を自説の補強に利用するだけで、自説と矛盾する証拠には目をつぶり、科学的検証・鑑定は（自白その他で有罪は明らか！と）まさに“言を弄して”拒否し<3.31 飯塚事件再審棄却はその典型>、“合理的疑い”の残る判決・冤罪を擁護して、あくまでも「刑事司法の権威維持・自己保身」を図り続けています。その有様は、原発の危険性を隠ぺいする事業者を、原子力規制当局が「原発の安全神話維持・運転（再稼動）容認」のために擁護してきた「原子力ムラ」（小出裕章さんは新たに「原子力マフィア」と呼んでいますが：『原発ゼロ』幻冬舎ルネッサンス文庫 2104）と同様で、また、原発の経済性の計算根拠を明らかにせずに「最も安い」と宣伝するだけの原子力推進当局の姿勢とも重なります。付言すれば、かなり前に見た反原発仲間のＵ氏の交通事故の判決文で物理的にあり得ない不自然な事故態様が認定されていたり、女川原発差止訴訟でも「～という事実が認められる。しかし～だから、必ずしも危険とは言えない。」という論理のすり替え＝詭弁で原発の危険性が否定されたことを思い出します。

一方、今年１月末に報じられた「ＳＴＡＰ（スタップ）細胞」は、理化学研究所・小保方晴子研究ユニットリーダーの発表時やその後の「リケジョ（理系女子）」的映像＝「かっぽう着姿」が印象的でしたが、何よりも簡単な刺激で一度分化した体細胞が「初期化」される（未分化の万能細胞＝ＳＴＡＰ細胞になる）ということで、まさに生物学の常識を揺るがすノーベル賞級の発見だと驚きました。

ところがその後、世界の誰も細胞の作製・再現に成功せず、さらに、今回の論文に博士論文で使用された写真が使われていたり、作成したＳＴＡＰ細胞とされたものが依頼者（山梨大・若山照彦教授）が提供した元の体細胞と異なることが遺伝子解析で明らかになったことで、若山教授自身が論文撤回を申し出る事態となり、理研等による検証も始まっています。ただし、小保方氏が自分で細胞作製を行なったのなら、細胞の取り違えや混入（＝汚染）は起こらないと思いますし（実験のイロハのイ）、重要なデータ写真を取り違えることもほとんど考えられません（研究者のイロハのイ）。

結果がどうなるか分かりませんが（ＳＴＡＰ細胞自体は作製できる可能性が残るのかもしれませんが）、第三者による公正な検証を期待したいと思います。

たまたま同時期に明らかになった上記２つの出来事（3.31 福岡地裁決定や 3.31 特別抗告などの動きも続いていますが）には、検察官・裁判官（文系エリート）と研究者・論文審査者（理系エリート）という違いはあるにしても、その思考の根本に、真実の追求を第一としない、倫理的・科学的思考の“欠如”という、「原子力ムラ」（原子力エリート）とも共通する“深刻な問題”があるように感じて、気になりました。

<2014.3.31 とりあえず完>

（仙台原子力問題研究グループＩ）

<4.1 追記>　4.1 にＳＴＡＰ細胞についての理研の調査報告記者会見のニュースがありましたが、大きな進展はなく、小保方氏の反論も具体的ではありませんでしたので、特に変更はありません。ただし、3.31 福岡地裁決定については一言。

平塚浩司裁判長は「現場の血液のＤＮＡ型が元死刑囚と一致するとした当時の鑑定について…『直ちに有罪認定の根拠とはできない』と指摘」した上で、「ＤＮＡ型鑑定を証拠から除いても有罪が揺るがないとした」とのことですが<4.1 朝日>、冤罪を生み出す刑事司法の発想の“頑迷さ・卑劣さ”に驚きました。最新のＤＮＡ鑑定は、元死刑囚の有罪を前提とした証拠固めに役立つかどうかという域を超えて、もしも元死刑囚と一致しなければ、その‘血液の主’が（元死刑囚に代わって）検察・裁判所が認定した“有罪ストーリー”に当てはまる「真犯人」であることをピンポイントで示し、元死刑囚犯人説に“明らかな疑い”を生じさせる決定的な証拠になるのです。それほど裁判所が「有罪が揺るがない」ことに‘自信がある’なら、“疑わしさ”を一掃するため、公正を期して再審の場で再鑑定すればいいのです。そして、一致した結果を高らかに掲げ、「有罪が揺るがない」ことを公明正大に宣言すればいいのです。

最近の気になる動き　21

微かな希望と頽廃的な廃炉作業

再稼動の話題を除くと、福島原発以外では、事故・トラブルなどの“気になる動き”はほとんどありません。そのような“平穏さ”の中で、(筆者は気付きませんでしたが) 3月下旬、老朽化した中国電力：島根1（74年）・四国電力：伊方1（77年）の廃炉検討が表明され＜反原発新聞№433(2014.4)＞、さらに九州電力：玄海1（75年）でも「経済性や工事（筆者注：老朽化・耐震対策）の範囲などを検討」して秋までに存続の判断がなされるようです＜4.19 朝日＞。「原発なし社会」に向けての舵切りは、経済性に敏感な電力事業者の方が、政治的な思惑しかない安倍政権より、決断が早いのかもしれません。その意味では、東北電力も、少なくとも老朽化した女川1(84年）については、これ以上の“無駄・非効率”な投資をせず、廃炉作業・被曝労働を軽減するため“よりクリーン”なうちに＝大事故を起こす前に、廃炉を決断すべきです。

【5.1追記】

4.30、関西電力・八木社長も美浜1（70年）・2（72年）の存廃検討に言及したとのこと＜5.1 朝日＞。また、東北電力・海輪社長は「『老朽化している発電所もフル稼働しており、供給面は脆弱…』と述べ、原発再稼動の必要性を改めて強調した」とのことですが＜同＞、老朽化は上記のとおり女川1が最たるものであり、さらに原発は他の原発事故による一斉停止リスクもあり、女川・東通原発の再稼働など‘供給面を一層脆弱’にするだけです。また、原町石炭火力の昨年4月の本格復旧が13年度の黒字化に貢献したようですが＜同＞、そのような早期復旧も原発では絶対に不可能で（実証済み！）、原発なしの経営こそ、震災等からの迅速復旧を可能とし、放射能汚染による莫大な損害賠償リスクを案ずる必要もなく、原子力防災などで周辺自治体に莫大な負担・迷惑をかけることもなく、健全なものであることは明らかです。ただし、健全経営への移行と並行して、既に発生した使用済み核燃料や各種放射性廃棄物の保管方法や廃炉作業について、数年先・数十年先（数百年先？）に東北電力が潰れても、最後まで責任を持って対処する仕組みを作っておく責務があります。

一方、福島第一原発での汚染水をめぐる事故・トラブルは、マスコミでほとんど連日報道されているように、“気になる動き”だらけです。

3.26には4号機で使用済み燃料搬出作業のため走行中の天井クレーンが停止し、その後の調査でサイドブレーキを掛けたまま運転を始めたためと判明。原因は「サイドブレーキの有無はメーカーにより異なることから、本作業において、サイドブレーキを掛けないことが慣例となってい」たということで（非常識・危険側の対応)、その前に別の作業で当該クレーンを使用した作業員がサイドブレーキを掛けて作業を終了した（常識的・安全側の対応）が、搬出担当の作業員は「慣例」でサイドブレーキを掛けていないと考え（確認もせず）走行させたためでした＜3.30東電報道一斉メール＞。

東電の再発防止対策は、操作卓に「走行前にサイドブレーキ解除」を掲示する（貼り紙？）ことと操作員教育だそうですが、これには開いた口がふさがりません。レバー誤操作等による予期せぬ走行を防ぐため設計・購入段階でサイドブレーキのあるクレーンを採用するとともに、操作終了時にサイドブレーキを掛けない“非常識・危険な慣例”を直ちに根絶し、「操作終了時にはサイドブレーキを掛ける！」と貼り紙などで徹底することこそが、自動車操作の常識から考えても当然行なうべき対策ではないでしょうか。「走行前の解除確認」などは、操作後にサイドブレーキを掛けない作業効率優先の悪しき慣例を放置・容認した上で、今回と同様の走行中に停止するトラブルだけを避ける“場当たり的・その場しのぎ”の対策でしかありません。東電の安全性軽視・作業効率優先の姿勢は、汚染水対策・廃炉作業の長期化に伴い僅か3年で“頽廃的”な域にまで達しているようで、今後の事故・トラブルの続発が非常に心配です。

【4.24 追記】

上記文書作成後に気付きましたが、3.10には5号機で天井クレーンの走行中停止（午前11時頃）がありました。原因は、走行用インバータ盤の電源が停止していたためとのことですが＜3.10東電報道一斉メール＞、電源自体の故障なのか誰かが故意・ミスで切ったのかなど、真相は不明です＜原因の続報メールなし＞。また、4.22に運転を再開したばかりの汚染水から放射能を取り除く「多核種除去設備（ＡＬＰＳ：アルプス）」が、直後に除去能力が不十分であることが分かり停止しましたが、原因は放射能（沈殿）除去のための「炭酸ソーダ供給ラインの手動弁が閉のまま」だった単純ミス（運転再開時の点検漏れ）とのことです＜4.23東電報道一斉メール＞。

別稿「気になる動き２２」のトラブルと合わせて、東電が各種作業を統制できていない（ノット　アンダーコントロール）ことは明らかで、心配が募ります。

＜2014.4.19＋4.24＋5.1＞

（仙台原子力問題研究グループＩ）

最近の気になる動き　22

安全性向上とテロ対策の矛盾＝原発の“本質・正体”

前号「気になる動き１８」で記載した2.19福島第一汚染水タンクからの100トン漏洩は、未だに誰がなぜ弁を操作したのか不明のままで＜4.16朝日＞、東電の作業管理のいい加減さ＝多重下請け構造の無責任さ・欠陥を表わしています。それに関して、全国の原発では「作業ミスを防ぐために不可欠」で基本的に付けられている（筆者注：女川原発でも2009.2.19に弁の操作ミスがありましたが（『鳴り砂』№221）、タグ付けは完了しているのでしょうか？）という弁のタグ（銘板）が、福島第一では5000ある弁のうち1500に未設置で、東電曰く「配管の系統図があり、操作対象の弁を特定できた」ものの、「特定に時間がかかることや誤操作のリスクを低減」させるため昨年10月から取付け始め、完了は今年6月末、とのことです＜3.26朝日＞。系統図で弁の番号を特定できても、実際に高線量の現場で操作する時に（おそらく小さく書かれた）弁番号を探すのは大変ですので、誤操作防止にタグ設置は有効なはずです（配管の種類・汚染水濃度・通常時の開閉などでタグを色分けすれば、さらに効果的なはず）。

4.13には「普段使わないポンプが動き、約200トンの高濃度汚染水が本来の送り先と違う建屋内に流れ込んでいた」ことが発覚しました＜4.16朝日＞。原因は（ナント！）３箇所４台の仮設ポンプが作動していたためで【5.7追記参照】、また、作業員が水位異常（サイトバンカ建屋の水位上昇とプロセス主建屋の水位低下）に10日頃に気付いていたものの、現場調査は12日でした＜4.14東電報道一斉メール＞。東電の異常に対する「対応の遅さ」は相変わらずですが、３箇所４台ものポンプを誰がなぜ作動させたのか、現時点でやはり不明です＜4.17朝日＞。東電発表直後のテレビニュースで、当該スイッチが空調設備（場所については報じていませんでしたが、上記の２つの建屋でしょうか）のスイッチと同型？で同じボックス内にあったとし、操作ミスの可能性を示唆していましたが、確かに映像を見た限りでは、その可能性も十分あるように思えました（加えて、10日は気温も高目で、空調を入れる“動機”もあり）。

規制委は、前記の２月の弁操作も今回のポンプ操作も誰がなぜ行なったのか判明しないため、もしかすると『故意＝テロ』を意識してか、「スイッチを収めた分電盤を可能な限り施錠することやカメラで見張るなど、管理の厳格化を求める考えを示した」とのことですが＜4.17朝日＞、やはりスイッチにもきちんとタグ（映像ではなし）を付けることが誤操作の再発防止の基本になるのではないでしょうか。また、施錠以外は『テロ』の未然防止には役立ちませんし、監視カメラは事後の犯人探しには役立っても『故意』の未然防止はできません。

何より、真剣に『故意防止＝テロ対策』を実施・徹底しようとするなら、現在のいい加減な作業管理の基となっている多重下請け構造（被ばく要員としての労働者の頭数揃えと

使い捨て）を根本的に改めるほかなく、それは原発労働では絶対に不可能です。身元の確かな労働者を雇用しても、被ばくが基準を超えれば別人と交代させるしかなく、常に身元の確かな労働者を（余分に）確保しておくことは、規模の小さな下請け会社には経営的に無理ですから、多数の社員を雇用している東電こそが、現場作業を担う人員を（柏崎刈羽原発や本社・各支店などから）提供すべきです。さらに、操作ミス防止には有効なタグ付けも、原発内部に詳しくない侵入者に対しては攻撃対象を選択する情報を与えることになりますので、安全対策とテロ対策に矛盾が生じます。これは、核兵器と同じ核物質（ウラン・プルトニウム）を使用し、放射能兵器と同じ高レベル放射性物質＝使用済み核燃料を生み出し保管しているという、原発の“本質・正体”から生じるものだと思います。原発の再稼動を止める以外に真の解決・矛盾の解消はありません。

【5.7追記】

5.2 東電報告（特定原子力施設監視・評価検討会・第21回参考4）によれば、調査の結果、ポンプ4台中1台は配管途中の弁閉により機能せず、実際に汚染水を移送したポンプは3台で、また、建屋水位の変化から今年3月20日12時以降にスイッチが入れられた(なんと3週間も気づかなかった！)ものと推定。さらに、同日は（協力会社ではなく）東電の社員がスイッチのある2つの建屋に入域しており、同社員は「P／C（C）全停作業の復旧にあたり、当該分電盤の負荷（空調設備）の入操作を実施（平成26年3月20日。なおP／C（C）受電は同日12時頃）」し、“記憶（記録はなし）”では「当該操作にあたっては、現場にて関連書類（負荷リストおよび単線結線図）を確認しながら操作を実施した」が、「分電盤内のスイッチに識別表示がなされていないという作業環境の中、…当該分電盤の負荷（空調設備）のスイッチを入れようとした際に、誤って仮設ポンプ4台のスイッチを入れた可能性が高い」とのこと。その上で、「電源盤内負荷機器の明確化、使用予定のない仮設設備の処置、今後汚染水を移送する可能性のある建屋（焼却・工作建屋）の水位についても水位管理を行う」という3つの再発防止対策と、「電源盤等の施錠管理、現場監視機能の強化（監視カメラの設置等）」という2つの現場強化策を挙げています。

でも、社員が「現場にて関連書類（負荷リストおよび単線結線図）を確認しながら操作を実施」したのなら、2つの分電盤でいずれも空調設備（各№1）とは別番号（各№2，3）の付されている「仮設ポンプ4台のスイッチを入れる」可能性は考えられません（1個のスイッチを入れるだけでいいのに、3個ものスイッチを入れるでしょうか：後添の参考3，6を参照）。「関連書類」の記載が間違っていた可能性は‘さすがに低い？’と思われますので、実際には『現場での書類確認』が“記憶違い（＝虚偽の弁明）”の可能性が最も高いのではないでしょうか。あるいは「（現場持出し用の）関連書類」が本当に作成されていたのでしょうか。その点を曖昧にしたままでの幕引き（5対策）は、非常に問題だと思います。

＜2014.4.20＋5.7＞

（仙台原子力問題研究グループⅠ）

【参考3】単線結線図

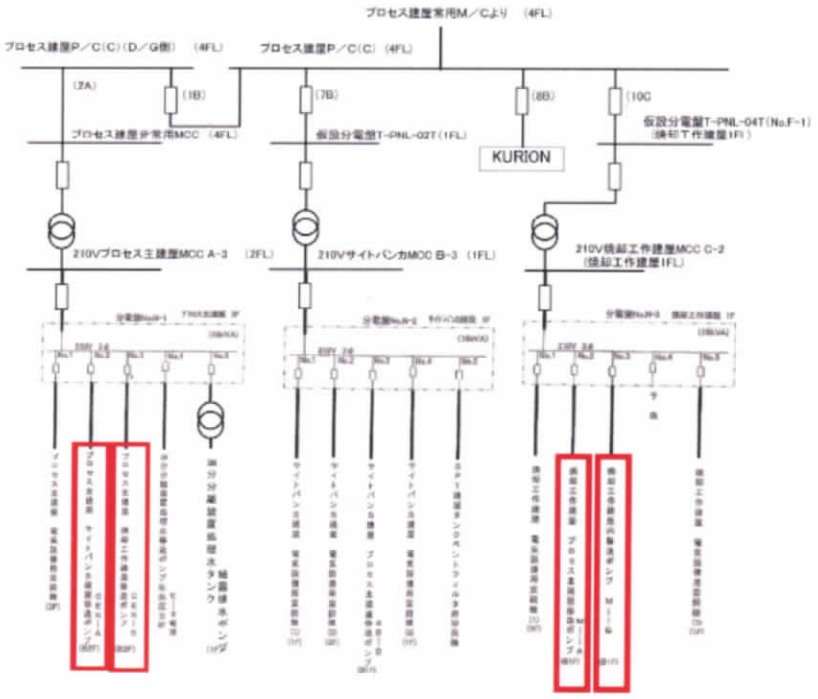

無断複写・転載禁止　東京電力株式会社

【参考6】現場状況（分電盤状況）

【ポンプ停止前】　【ポンプ停止後】

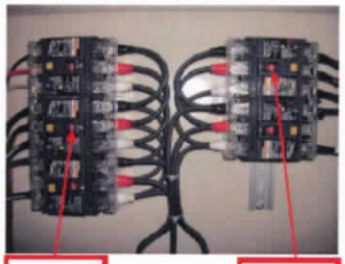

仮設分電盤N-1
（プロセス主建屋2階）

No.2　プロセス主建屋排水ポンプ（CEN-A）
No.3　プロセス主建屋排水ポンプ（CEN-B）

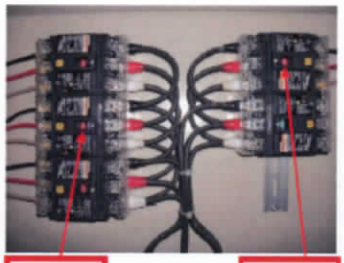

仮設分電盤N-3
（焼却・工作建屋1階）

No.2　焼却・工作建屋（焼却）排水ポンプ（MI-A）
No.3　焼却・工作建屋（工作）排水ポンプ（MI-B）

無断複写・転載禁止　東京電力株式会社

【女川原発アラカルト】

【３月】19 日（水）　登米市、東京ガス等が出資する新電力のエネットと、市役所本庁舎等 33 施設に 2014 年度１年間電力を供給する契約を締結。東北電力と比べ、基本料金を 11% 安く抑え、年間で約 370 万円の経費削減を見込む。

21 日（金・祝）　第 79 回「大飯を止めろ！女川再稼働するな！子供を守れ！汚染はいらない！みやぎ金曜デモ（略称：脱原発みやぎ金曜デモ）」主催みやぎ金曜デモの会（代表西さん）、昼 14 時、昼過ぎまで雪の降るあいにくの天気の中、勾当台公園野外音楽堂から約 55 名＋1 匹の市民が参加。

22 日（土）　「子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ【女性ネットみやぎ】」二周年のつどい「守ろう！子どもたちのいのち・未来」がフォレスト仙台会議室で開催。鎌仲ひとみさんが講演「原発は、もうたくさんだ」。

「放射性廃棄物最終処分場建設に断固反対する会」（加美よつば農協等地元 42 団体）、加美町宮崎福祉センターで、候補地の白紙撤回を求める集会を開催し、1 万 5398 人分の署名簿を猪股加美町長に提出。約 300 名が参加。

23 日（日）　みやぎアクション会議をシルバーセンター会議室で開催。19 名参加。

26 日（水）　原子力規制委員会、２号機の３回目の審査会合を原子力規制庁（東京）で開催。東北電力、30 キロ圏内の陸上にある３本の活断層「加護坊山―箟岳山断層」「旭山撓曲・須江断層」「2003 年宮城県中部の地震南部セグメント断層」を説明。

27 日（木）　東北電力、東京電力に福島第一原発事故の損害賠償で1億7000万円の請求をすると発表。浪江・小高原発投資は除外。

28日（金）　第80回「脱原発みやぎ金曜デモ」、勾当台公園野外音楽堂から約65名の市民が参加。

30日（日）　仙台市内で、5歳以上の子どもを対象に第２回甲状腺エコー検査。放射能問題支援対策室いずみ主催、50名が受診。

【４月】4 日（金）　第 81 回「脱原発みやぎ金曜デモ」、きれいな月夜、勾当台公園野外音楽堂から約 75 名の市民が参加。

5日（土）　第29回4・9反核燃の日全国集会が青森市青い森公園で開催。宮城からも6名参加。

6日（日）　脱原発東北電力株主の会、株主提案協力要請発送作業。8名参加。

10 日（木）　東北電力、県・女川町・石巻市に３月分の女川原発の点検状況報告。61 件の被害の内今回復旧はなしで 59 件が対応完了済みと発表。

11日（金）　「女川原発の再稼働を許さない！2014みやぎアクション」と「女川原発の廃炉を求める大崎連絡会」及び「原発問題住民運動宮城県連絡センター」の質問書に対し、東北電力が口頭で回答。27名参加。

第82回「脱原発みやぎ金曜デモ」、日中の強風も収まり月のきれいな夕べ、勾当台公園野外音楽堂から約75名の市民が参加。

12日（土）　「放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク」、栗原市市民活動支援センターで、指定廃棄物最終処分場問題で集会を開催。市民約20人が参加し、加美よつば農協、大和町町議が反対運動の現状を報告。

13日（日）　「原発メーカー訴訟の会in仙台」が、エル・パーク仙台特別会議室で開催され、島昭宏弁護士と朴鍾碩氏が訴訟の意義と現状を報告。32名参加。

18日（金）　第83回「脱原発みやぎ金曜デモ」、勾当台公園野外音楽堂から約70名の市民が参加。花冷えの寒さの中、再稼働反対・原発輸出反対を訴えて一番町を歩きました

19 日（土）　ー風の会　公開学習会 vol. 4 ー「放射能と私、医師として釣り師として～原爆から原発へ」が、水戸部秀利さん（医師）を講師に、仙台市民会館第一会議室で開催。36 名参加。

3・11 を忘れない「福島原発現地視察バスツアー」が、宮教組中央支部主催で開催。

あさひな農協など地元 9 団体、指定廃棄物最終処分場建設断固反対の集会を、大和町まほろばホールで開催。町民約 1100 人が参加し、1 万 1402 人分の署名簿を浅野大和町長に提出。

「私が高萩市で訴えてきたこと！～指定廃棄物最終処分場問題～」が、大内健道さん（茨城県）を講師に、中新田公民館で、「自然と生活を愛し、豊かな未来をつくりたい」の主催で開催。

20 日（日）　女川原発桜調査。3 名参加。

21 日（月）　丸森町耕野地区のタケノコ３年ぶりに出荷再開。ベルトコンベヤー式連続個別測定器で検査し、65 Bq/kg以下のみ出荷。

県、東京電力から 2011 年度分の土木部関連損害賠償請求で初めて、27 万 8439 円の支払いを 3 月 28 日に受けたと発表。

22 日（火）　環境省、指定廃棄物最終処分場建設で、県内農協組合長に説明。候補地がある

組合長ら「受け入れられない」と反発。

24日（木）　「最終処分場候補地の白紙撤回を求める栗原市民団体連絡会」、深山獄現地視察見学会を開催。約30人が参加し、もろい地質を確認。

県、栗原市で採取された野生タラノメから基準値を超える 160 Bq/kgの放射性セシウムを検出したとして、出荷自粛を要請。

25日（金）　県、栗原市で採取されたクサソテツから320、480 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

農協・宮城県協議会、東京電力に、第 32 次分として、3億5635万円の賠償金支払いを請求。（21日現在、第1～31次の請求総額は308億5697万円で、東電から支払われたのは230億2120万円で74.6%）

27日（日）　第84回「脱原発みやぎ金曜デモ」、14時集合錦町公園から、約75名もの市民が参加。ドイツの方の参加もあり、脱原発を決めたはずのドイツでも原子力ムラが虎視眈々と巻き返しを計っていることを報告。デモの後の交流会にも多数が参加、貴重な意見交換。

29日（火・祝）　みやぎアクション会議を市民活動サポートセンター研修室で開催。20名参加。

30日（水）　株主の会、東北電力に株主221名・296,100株で「脱原発会社宣言」等の株主提案（19年連続）を提出し、記者会見。5名参加。

県、岩沼市二の倉沖で採取されたクロダイから 110 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

【5月】2日（金）　第85回「脱原発みやぎ金曜デモ」、勾当台公園野外音楽堂から約70名の市民が参加。

県、栗原市で採取された野生タラノメから350、500 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

7日（水）　県、栗原市で採取された野生コシアブラから330、570、1200 Bq/kg、野生クサソテツから 210 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

9日（金）　第86回「脱原発みやぎ金曜デモ」、肴町公園から約60名の市民が参加。初参加の若者が手製の大きなアピールボードを持って参加。

13日（火）　東北電力、県・女川町・石巻市に4月分の女川原発の点検状況報告。使用済み制御棒等の放射性固体廃棄物を水中保管するサイトバンカ建屋内の貯蔵プールから、計70.5㍑の水漏れ事故1件および2号機の放射線管理区域内のゴミ箱から計 15 個のガム発見と、61 件の被害の内今回復旧はなしで 59 件が対応完了済みと発表。

14日（水）　県、丸森町（耕野地区を除く）で採取された露地タケノコから 160 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

15日（木）　「女川原発環境調査測定技術会」が、パレス宮城野2階はぎの間で開催。4 名傍聴。

16日（金）　第87回「脱原発みやぎ金曜デモ」、肴町公園から約60名の市民が参加。

県、丸森町（耕野地区を除く）で採取された露地タケノコから 210 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。　（空）

『鳴り砂』2-070号（通巻249号）別冊
2014年5月20日
発行●みやぎ脱原発・風の会
〈連絡先〉〒980-0811
仙台市青葉区一番町4－1－3
仙台市市民活動サポートセンター内
レターケース　No. 76
電話＆FAX　022－356－7092（須田）
http://miyagi-kazenokai.com/